

秋田県告示第238号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
平成29年4月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
佐藤建設
秋田市飯島鼠田三丁目1番58号
佐藤 正治
秋田県知事許可（般-24）第10743号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年4月5日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
平成29年4月11日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
ライトプラン秋田
秋田市御所野元町四丁目12番32号
佐々木 正勝
秋田県知事許可（般-27）第81486号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年3月27日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
平成29年4月11日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社秋田カッター工業
秋田市茨島二丁目4番15号
代表取締役 高橋 範
秋田県知事許可（般-24）第10495号
- (3) 処分の内容
舗装工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年3月27日付けで舗装工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
平成29年4月11日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社アーバン・ビソー
秋田市広面字近藤堰越27番地1
代表取締役 斎藤 建二
秋田県知事許可（般-26）第81337号
- (3) 処分の内容
造園工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年4月7日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。